

死亡労働災害防止強調期間

令和4年6月14日～8月31日

— 管内 夏季 死亡災害 警戒アラート —

夏季に死亡災害が多発する事態になることを避けるため、令和4年6月14日から8月31日までを「死亡労働災害防止強調期間」と定め、「労働災害による犠牲者を出さない」という強い決意の下、管内で集中的かつ効果的な労働災害防止活動の推進を図ることとし、**実施期間中の死亡災害ゼロ**を目指します。

呉労働基準監督署では、「死亡災害を発生させないこと」等を目標とした第13次労働災害防止計画を推進しているところです。

管内における今年の労働災害による死亡者数は1人となっています。**今月に尊い命が失われました。**

管内では**昨年**の6月にも死亡災害が発生しています。平成10年以降の死亡災害について、月ごとの発生状況を見ると、6月～8月に多くなっており、全体の約32%を占めています。

今年は、全国的に、**死亡災害**が昨年同期と比べ**顕著に増加**しています。広島県内では、6月13日現在、**昨年の年間死亡者数と同数**となっています。管内においても相当の危機感を持って労働災害防止に取り組む必要があります。

また、**今年の夏**は、ラニーニャ現象の影響もあり、**厳しい暑さ**になるとの気象予報が出ています。今年の中国地方の梅雨明けは、異例に早いとの予想もあり、職場における**熱中症予防対策**の更なる取組が必要です。

皆様方におかれましては、これまでも労働災害防止に御尽力いただいているところですが、こうした現状を御理解いただき、より一層の労働災害防止に向けた取組をお願いします。

令和4年6月

呉労働基準監督署長 堀江昭爾